

コープふくしまサービス事業利用規程 別表1

規程項目	コープカード「ブルー」保有組合員	コープカード「オレンジ」組合員(コープカード「ブルー」非保有)	
		共同購入ご利用が1年超以上の組合員	共同購入ご利用が1年以内の組合員
1. 利用代金の締日・振替日及び 利用代金の支払い方法  ※ご利用にあたっては、口座振替登録が必須となります。	◆基本的には毎月月はじめ～月末までのご利用に対し、翌月27日の口座振替となります。 (月はじめは毎月のカレンダー曜日回りで異なります。)	◆毎月20日締め、翌月5日口座振替となります。 ◆口座登録中で登録が完了していない場合。 ①. コンビニ用払込票(ハガキ)がSMB Cからコープふくしま名で郵送されます。 ②. ご利用明細書(兼請求書)とは別々に届きます。	◆毎月20日締め、翌月5日口座振替となります。 (ご利用に当たっては口座振替が原則となります。) ◆口座登録中で登録が完了していない場合。 (左記に同じ)
2. 利用限度額に関する規程	◆最高50万円/30万円/20万円の3段階の利用制限。 (利用限度額の基準は日専連の審査状況により日専連で確定します) ◆ご利用状況により限度額は増減し変更されます。	◆最高50万円、ただし30万円/20万円/10万円さらに利用不可の利用制限があります。 (基準の詳細は8項を参照ください。)	◆ご利用開始から12ヶ月までのご利用限度額について。 ◇ご利用開始～3ヶ月まで: 10万円 ◇3ヶ月～6ヶ月まで: 20万円 ◇6ヶ月～12ヶ月まで: 30万円 ◇12ヶ月経過後: 50万円 ◆ただし、限度額10万円、ご利用不可の利用制限が条件により発生します。(基準の詳細は8項を参照ください。)
3. 割賦規程	①. 均等分割払い  ◆分割回数: 最長24回 (2・3・5・6・10・12・15・18・20・24回) ◆分割単位: 1回支払額は3千円以上 ◆分割金利: 月利0.68%アドオン(支払回数×0.68%) ◆2回分割までは手数料ナシとなります。 ◆分割できる商品は基本的に耐久消費財(家電・家具等)とします。	◆分割利用限度額: 10万円 ◆分割回数: 最長24回 (2・3・5・6・10・12・15・18・20・24回) ◆分割金利: 月利0.68%アドオン(支払回数×0.68%) ◆2回分割までは手数料ナシとなります。 ◆分割できる商品は基本的に耐久消費財(家電・家具等)とします。	←左記に同じ ◆但し、ご利用開始3ヶ月までは分割利用不可とします。 ◆分割の場合はコープハンディクレジットでの契約となります。 (ご利用限度額5万円まで、日専連の審査あり)
	②. ボーナス払い  ◆利用単位: 1回支払3千円以上 ◆1回払い: 手数料ナシ ◆2回払い: 4% ◆取扱期間・支払日 12/21～7/20⇒8月(5日) 7/21～12/20⇒1月(5日)	◆利用単位: 1回支払3千円以上 ◆1回払い: 手数料ナシ ◆2回払い: 4% ◆取扱期間・支払日 12/21～7/20⇒8月(5日) 7/21～12/20⇒1月(5日)	←左記に同じ ◆但し、ご利用開始3ヶ月まではボーナス一括でのご利用は不可とします。
4. 高額商品ご利用時の支払い方法	◆コープハンディクレジット(日専連個別割賦)契約となります。 ◆ご利用にあたり日専連の審査が必要となります。	◆コープハンディクレジット(日専連個別割賦)契約となります。 ◆ご利用にあたり日専連の審査が必要となります。	◆利用開始から12ヶ月までは高額商品のご利用は不可とします。 ◆12ヶ月間、口座振替不能が無い場合、以降、コープハンディクレジットのご利用が可能となります。
5. 利用停止に関する規程	①. 残高不足による 口座振替不能の場合  ◆振替不能2回でご利用の停止となります。(請求後翌々月15日まで入金が無い場合) ◆最終的なご利用停止の判断は日専連規程にて行われます。	◆口座振替不能1回で、当月19日までに入金が無かった場合「利用停止」となります。 ※請求時残高(月賦残高含む)10万円以上の方 ⇒口座振替不能1回で同月18日までに入金がない場合、同月21日の直近の週からご利用の停止となります。	◆口座振替不能1回で、当月19日までに入金が無かった場合「利用停止」となります。
	②. 利用限度額オーバー の場合  ◆個人毎に定められている利用限度額に達したとき。	◆毎月20日、請求後の残高が、個人毎に定めた利用限度額に達した時、21日直近の週からご利用の停止となります。	←左記に同じ
	③. 自動口座振替未登録 の場合  (日専連規程に準じます)	◆口座が3ヶ月連続未登録となった時点でご利用の停止となります。	←左記に同じ
	④. 生協判断による場合  ◆支払い等、本利用規程に違反する場合 ◆換金及転売目的とした商品利用の恐れ又は利用が確認された場合 ◆利用状況により、当生協が不適切であると判断した場合 ◆同一生計、同一世帯の組合員が、掛売りによる利用が停止になっている場合 (日専連規程に準じます)	◆支払い等、本利用規程に違反する場合 ◆換金及転売目的とした商品利用の恐れ又は利用が確認された場合 ◆利用状況により、当生協が不適切であると判断した場合 ◆同一生計、同一世帯の組合員が、掛売りによる利用が停止になっている場合 ◆入金確認後、翌々週から注文書の配布を開始します。	←左記に同じ
6. 利用停止解除の 条件	①. 残高不足による 口座振替不能の場合  (日専連規程に準じます)	◆入金確認後、翌々週から注文書の配布を開始します。	←左記に同じ
	②. 利用限度額オーバー の場合  (日専連規程に準じます)	◆毎月20日の残高が、個人毎に定めた利用限度額未満となった時、21日直近の翌々週から注文書の配布を開始いたします。	←左記に同じ
	③. 自動口座振替未登録 の場合  (日専連規程に準じます)	◆自動口座振替依頼書の提出があり、経理部で口座登録後、翌々週から注文書を配布いたします。	←左記に同じ
7. 口座振替不能になった場合の 支払方法	◆コンビニエンスストアで入金できる振込用紙が郵送されます。 (延滞損害金が加算されます。) ◆翌月15日までの入金となります。 ◆振込手数料は組合員様負担となります。 ◆コープふくしまへの入金は不可となります。	◆SMB Cからコープふくしま名でコンビニ用払込票が届きます。当月19日までに支払下さい。 ◆請求金額には再請求事務手数料324円が加算されます。 ◆お支払できる窓口は、指定のコンビニエンスストア、及び、コープふくしま店舗受付カウンターとなります。 ※口座振替不能回数により、履歴管理に移行し、当月19日までに入金されなかった場合、「延滞管理」に移行します。この場合の払込票は「ゆうちょ銀行」用払込取扱票が郵送されます。	←左記に同じ  ☐コープふくしま店舗でのお支払は、19日の午後6時までお願いいたします。
8. 口座振替不能(残高不足)回数と 履歴管理及び利用限度額の変更について	◆口座振替不能が繰り返される場合、日専連の内規により利用限度額が低減します。 ◆重度の未納等の場合、以降の共同購入のご利用は不可となります。	◆2ヶ月連続口座振替不能以降1年間、単品3万円以上の商品ご利用は、コープハンディクレジット(日専連個別割賦)でのご利用となります。(審査あり) ①. 2ヶ月連続口座振替不能(履歴1) 利用限度額⇒30万円 ②. 2ヶ月連続口座振替不能+1回目不能(履歴2) 利用限度額⇒20万円 ③. 2ヶ月連続口座振替不能+2回目不能(履歴7) 利用限度額⇒10万円 ※未払い残高10万円以上の場合ご利用停止、10万円未満になった時点で利用再開となります。 ※1年間振替不能が無い場合、履歴は解除されます。 ◆2ヶ月連続口座振替不能+3回目不能(履歴8) ①. 以降の共同購入の利用は不可となります。 ②. 店舗での現金での利用となります。	◆2ヶ月連続口座振替不能以降1年間、単品3万円以上の商品ご利用は、コープハンディクレジット(日専連個別割賦)でのご利用となります。(審査あり) ①. 2ヶ月連続口座振替不能+1回目不能(履歴7) 利用限度額⇒10万円 ※未払い残高10万円以上の場合ご利用停止、10万円未満になった時点で利用再開となります。 ※1年間振替不能が無い場合、履歴は解除されます。 ◆2ヶ月連続口座振替不能+2回目不能(履歴8) ①. 以降の共同購入の利用は不可となります。 ②. 店舗での現金での利用となります。